

四日市市少年自然の家及び四日市市水沢市民広場

管理運営方式検討にかかるサウンディング調査 実施要領

四日市市少年自然の家(以下「少年自然の家」という。)は、豊かな自然の中で、集団宿泊訓練、野外活動、自然探求等を通じて、規律、協同、友愛、奉仕の精神を養い、心身ともに健全な青少年の育成を図ることを目的に設置された社会教育施設です。

また、四日市市水沢市民広場(以下「水沢市民広場」という。)は、市民にスポーツ及びレクリエーションを親しむことができる場を提供し、市民の健康で明るく豊かな生活の形成に寄与するために設置された施設です。

施設の管理においては、少年自然の家の本館、分館、キャンプ場などの建物、設備に加え、ふれあいの森などの自然環境の維持が必要となります。

また、運営においては、「市内の小中学校を対象に自然とふれあい、集団生活の意義を学び、成就感や達成感を味わうことを目的とした宿泊を伴う自然教室の支援」「青少年が様々な活動や体験をしたり、家族のふれあいを深めたりすることのできる主催事業の計画及び開催」「各種団体の受け入れ事業」が主となります。

本施設では、平成 21(2009)年度から指定管理者制度を導入し、途中 1 年間の直営期間を経たものの、令和 7(2025)年度末時点で累計 16 年間の指定管理制度による管理運営を行っており、令和 9(2027)年度末をもって現指定管理者の指定管理期間が終了となります。

指定管理期間終了後の管理運営方式について検討するため、サウンディング調査(以下、「調査」という。)を実施します。

●調査の実施概要

日時	令和8年7月1日(水)～8月31日(月) ※1グループ30分～1時間程度
場所	四日市市役所内会議室(予定) ※日時・場所の詳細は申込み後個別に調整 ※オンライン開催可
対象者	少年自然の家及び水沢市民広場の指定管理もしくは管理運営に伴う包括業務委託の受注に関心のある法人又は法人のグループ
内容・実施方法	次ページ以降参照

※調査参加の申込みが多数であった場合、調査を実施する事業者を一定の基準で選出させていただきます。あらかじめご了承ください。

※調査の実施結果については、概要をホームページ等で公表します。

(参加企業等の名称及び企業ノウハウにかかる内容は、公表することにより、企業等の「事業上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」(四日市市情報公開条例第7条第2

- ・少年自然の家本館(昭和 62 年 11 月建設)
鉄筋コンクリート造り(地上3階、地下 1 階)
延床面積 3,077.57 m² 宿泊定員 177 名
- ・少年自然の家分館(昭和 48 年7月建設) ※耐震基準対応済
鉄筋コンクリート造り(地上2階)
延床面積 1,398.98 m² 宿泊定員 101 名

(4) 施設概要

- ・少年自然の家本館
 - 1階 玄関、事務室、所長室、宿直室、会議室、医務室、機械室、男性浴場、女性浴場、小浴場、体育館、ピロティ、エントランスホール、ラウンジ、男女トイレ
 - 2階 宿泊室、リーダー室、食堂、厨房、リネン室、談話コーナー、洗面所、男女トイレ、多目的トイレ
 - 3階 宿泊室、リーダー室、研修室、リネン室、談話コーナー、洗面所、男女トイレ、ラウンジ
- ・少年自然の家分館
 - 1階 玄関、ロビー、大広間、リーダー室、創作室、創作準備室、乾燥室、研修室、宿直室、機械室、男女トイレ、多目的トイレ
 - 2階 宿泊室、リーダー室、講義室、リネン室、談話コーナー、男女トイレ
- ・キャンプ場
 - テント台(8人用テント 15 張:120 人)、
 - 野外炊事場(屋根付4棟、各棟かまど 10 基:320 人)、
 - キャンプファイヤー場 2ヶ所、
 - (大門池広場:約 200 人まで、かがやきの広場:約 90 人まで)
 - 男女トイレ、多目的トイレ
- ・ふれあいの森
- ・少年自然の家駐車場
- ・水沢市民広場(平成4年 10 月建設)
 - 芝生広場(約 2,000 人まで)、東屋、男女トイレ
- ・水沢市民広場駐車場

(5) 運営に係る事項

- ① 令和 6 年度利用者数及び利用団体数
 - ・少年自然の家 35,511 人(日帰り利用を含む) 391 団体
 - ・水沢市民広場 7,757 人 115 団体
- ② 開館時間
 - 午前8時 30 分～午後5時 30 分まで
 - (宿泊者及び日帰り利用者のいる場合は活動時間に応じて)

(注)開館時間について、指定管理者は四日市市及び四日市市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の承認を得たうえで開館時間の延長をすることができます。

③ 休館日

ア 月曜日

イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日

ウ 年末年始(12月28日から翌年1月4日まで)

(注)・休館日について、指定管理者は四日市市及び教育委員会の承認を得たうえで休館日の変更をすることができます。

(参考:平成30年から、年末年始のみを休業日として運営しています。)

(6) 施設に係る条例等

- ・四日市市少年自然の家条例
- ・四日市市少年自然の家条例施行規則
- ・四日市市水沢市民広場の設置及び管理に関する条例
- ・四日市市水沢市民広場の設置及び管理に関する条例施行規則

3 業務内容

(1) 事業に関する業務

- ① 自然教室実施の支援に関する業務
- ② 主催事業(委託・提案事業、自主事業)の実施に関する業務
- ③ 各種団体の受け入れに関する業務

(2) 施設の運営に関する業務

- ① 少年自然の家及び水沢市民広場の使用許可等に関すること(指定管理のみ)
- ② 少年自然の家の利用料金の収納に関すること
- ③ 利用者へのサービスに関する業務
- ④ 周知、PRに関する業務
- ⑤ その他運営に関する業務

(3) 施設の管理に関する業務

- ① 建築物の保守管理業務
- ② 設備の保守管理業務
- ③ 環境維持管理業務
- ④ 施設保全業務
- ⑤ 物品管理業務
- ⑥ 危機管理業務

その他詳細は令和5～9年度指定管理協定に用いた「管理業務仕様書」を参照。

ただし、包括業務委託の場合は、使用許可手続きについて市職員が行うなど仕様書と相違が生じる点があります。

4 サウンディング調査の内容

前述の内容を踏まえ、以下の事項についてご意見・ご提案をお願いします。なお、提案できる事項のみのご意見・ご提案も可能です。

- (1) 指定管理者制度による指定を受けた場合と包括業務委託を受託した場合それぞれの1年間のコスト見込み
- (2) 指定管理者となるにあたって、課題と感じる点(「この業務は受けられるが、この業務は対応できない。」「仕様書のこの条件を緩和してほしい。」など)
- (3) その他、少年自然の家の管理運営に関する課題・改善提案

5 留意事項

(1) 参加の扱い

・調査内容は、今後の検討において参考とさせていただきます。ただし、双方の発言とも、あくまでの調査時点での想定のものとし、何ら約束するものではないことをご理解ください。

(2) 調査に関する費用

・調査への参加に要する費用は参加企業等の負担とします。

(3) 提出資料について

・調査において提出された資料はすべて返却いたしません。

(4) 追加調査への協力

・必要に応じて追加調査(文書照会)やアンケート等を行うことがあります。

(5) 実施結果の公表

・調査の実施結果については、概要をホームページ等で公表します。

・参加企業等の名称及び起業ノウハウにかかる内容は、公表することにより、企業等の「事業上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」(四日市市情報公開条例第7条第2項第3号)等に該当する場合は、非公表とすることができます。公表・非公表にあたっては、事前に参加企業等に内容の確認を行います。

(6) 調査はオンラインでの実施とする場合があります。

(7) 調査の中止等

本市がやむを得ない理由等により調査を実施することができないと認めるときは、調査の実施を中止または取り消すことがあります。この場合において、参加者が損害を受けることがあっても市長はその責を負いません。

(8) 参加除外条件

次のいずれかに該当する場合は、調査の対象者として認めないこととします。

①個人での応募

②自らが事業に関与しない想定での提案

③地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

- ④四日市市建設工事等入札参加資格停止基準による指名停止期間中の者
- ⑤破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)規定による更正手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされている者。
- ⑥銀行の取引停止又は差押えを受けている者。
- ⑦「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団

6 問合せ先

四日市市子ども未来部子ども未来課青少年育成室(担当:小川)

TEL:059-354-8247 FAX:059-354-8444

MAIL:ikuseishitsu@city.yokkaichi.mie.jp